

犀川辰巳治水ダム建設事業に係る公聴会の開催について

平成19年4月25日

<問い合わせ先>

北陸地方整備局建政部

計画・建設産業課

TEL：025-280-8880

※新聞紙上で公告しました公聴会の開催案内に当たる文書です。

1. 公聴会の開催の趣旨

今回の公聴会は、以下の事業について、土地収用法（昭和26年法律第219号）第23条第1項の規定に基づき、当該事業について事業認定に関する処分を行う機関である北陸地方整備局長の主催により開催するものです。

事業認定に関する処分を判断するに当たって、勘案すべき情報を公聴会の場において聴取し、収集することを目的としております。

■今回の公聴会の対象となる事業

(1) 起業者の名称

石川県

(2) 事業の種類

犀川辰巳治水ダム建設事業

(3) 起業地

- ・収用の部分 石川県金沢市上辰巳町拾貳及び七、瀬領町、瀬領町ル、ワ、ヌ、チ、ト、ヲ、ハ及びニ、駒帰町ル、タ及びヲ、寺津町へ、甲及びニ、相合谷町タ、ロ、ハ、ヨ及びヌ、下鴛原町丙、拾貳、ヌ、乙、チ、甲及びリ、鴛原町チ、ト、へ及びソ、城力町イ、リ、ヌ、ル及びロ並びに熊走町村廻地内

- ・使用の部分 なし

2. 公聴会の期日及び会場等

平成19年5月20日（日） 13時30分～20時15分（13時開場）

平成19年5月21日（月） 13時30分～20時15分（13時開場）

両日とも金沢市文化ホール（石川県金沢市高岡町15-1）

なお、会場には駐車スペースがありませんので、車での来場はご遠慮ください。

- ・公聴会に出席する起業者の名称
石川県

3. 公聴会の公開

公聴会は、公開とします。したがって、公聴会の傍聴及びマスコミによる取材は会場の収容能力及び公聴会の円滑な実施の観点から問題のない限り、自由と致します。

4. 公述人に関する事項

(1) 公述の時間

①公述1件あたりの公述の時間は30分以内とします。

この30分には、次に掲げる時間が含まれることにご留意ください。

- ・起業者に質疑をされる場合で、この質問及び回答に要する時間

②なお、この持ち時間を超えて、意見を述べたり、質問をされようとする場合には、議長により、公述の中止を命じられることとなります。また、起業者に質問をされる場合で、起業者の回答に要する時間を見込むと持ち時間を超えると認められる場合にも、同様に、公述の中止を命じられることとなります。

③他の公述人との持ち時間の融通は認められません。

(2) 公述の方法

①公述については、以下の点にご注意ください。

- ・公述は、申出書に記入された意見の要旨の範囲内で行ってください。
- ・本公聴会の目的は、主宰者が事業認定に関する処分を行うに当たって勘案すべき情報の聴取、収集にありますので、主宰者を相手方として質疑を行うことはできません。

②公聴会当日は、公述をしていただく時間になりましたら、議長から登壇をお願いしますので、その指示を受けてから登壇してください。それまでの間は、会場内に公述人の席を用意しますので、そちらでお待ちください。

③申出書に記入された公述人に限り、登壇し、発言することができます。ただし、同時に壇上にいる人数は、公述人本人を含め6人以内としてください。

5. 傍聴人に関する事項

①傍聴は3. で述べましたように、原則として自由とします。会場の収容能力を超える傍聴希望の方が来られた場合には、先着順により傍聴人の数を制限します。

②傍聴人の数を制限するか否かにかかわらず、会場前にて、以下に掲げる時間より、整理券を配布いたしますので、これを受け取ってから入場願います。なお、一時退場されて再入場される場合には、この整理券を提示していただく必要がありますので、紛失なされないようご注意ください。

5月20日(日) 12時30分より

5月21日（月） 12時30分より

- ③傍聴される方は、会場内では静穏を保持されるようお願いいたします。もし、発言、ヤジ等により静穏を保持されないときは、公聴会の円滑な進行に支障となるとともに、他の傍聴人等の迷惑となりますので、主宰者側より注意し、又は退場等を命ずることがあります。

6. 会場内における禁止事項

- ①公聴会に参加される方は、プラカード、拡声器、横断幕、のぼり、発煙筒等、公聴会の円滑な進行に支障となるおそれのある物を会場に持ち込み、他の公聴会の参加者の公述・傍聴等の支障となるような行為をしないようお願いいたします。

また、通行の支障となるような大きな物品を会場に持ち込まないようお願いいたします。

- ②公聴会に参加される方は、会場内において、ビラ等の文書の配布、集会、署名の募集、募金、演説、物品の販売等をしないようお願いいたします。

7. 新聞等の記者による取材に関する事項

新聞、テレビ等の記者の方は、公聴会の円滑な進行に支障とならない範囲内で、公聴会の取材をすることができます。なお、取材を予定される方は、公聴会の運営の都合上、事前に「11. 問い合わせ先」までご連絡いただきますようお願いいたします。

8. 議長及び議長補助者に関する事項

- ①議長が、会場内の安全の確保・秩序の維持又は公聴会の円滑な進行を確保するため、発言の中止、退場等の指示・命令をしたときは、これに従ってください。

- ②議長の補助者として、議長の権限の一部を代行するため、国土交通大臣が議長補助者を指名する予定でいます。議長だけでなく、議長補助者の指示・命令にも従っていただきますようお願いいたします。

9. 公聴会の打ち切りに関する事項

会場内の安全の確保又は秩序の維持が困難となった場合には、議長により公聴会を打ち切ることとしております。この場合、打ち切り後に公述をすることとなっていた方は、公述ができなくなりますのであらかじめご承知おきください。

また、公聴会が打ち切られた場合には、それ以降の公聴会は実施されませんのでご注意ください。

なお、このような場合には、公聴会を打ち切った旨を会場入口に掲示いたします。

10. その他

公聴会が途中で打ち切られたこと等により、公聴会が予定の時間より早く終了する場合があります。あらかじめご承知おきください。

なお、このような場合には、その旨を会場入口に掲示いたします。

1.1. 問い合わせ先

本公聴会に関するお問い合わせは、以下の部局にお願いします。なお、開庁時間は、月曜日から金曜日（祝祭日を除く）の8時30分～17時15分（12時15分から13時を除く）です。

また、会場となる金沢市文化ホールへのお問い合わせは、ご遠慮下さい。

国土交通省北陸地方整備局建政部計画・建設産業課

住 所：〒950-8801 新潟県新潟市中央区美咲町1-1-1
新潟美咲合同庁舎1号館

電 話：025-280-8880

FAX：025-280-8746

電子メールアドレス：keikaku-kensetusangyou@hrr.mlit.go.jp